

事例 10 樹木採取権実施契約の締結

(近畿中国森林管理局)



- ・岡山県新見市
(にいみし)
- ・樹木採取権実施
契約締結式
(令和4年3月)

樹木採取権制度は、国有林の一定地域（樹木採取区）において、一定期間、安定的に樹木を採取できる権利を民間事業者

に付与する制度で、令和3年度はパイロット的に樹木採取区を指定し、公募を行いました。

このうち、近畿中国森林管理局では、中国地方でも有数の林地地帯である岡山県北部の新見市に所在する用郷山^{ようごうやま}国有林等において「近畿中国1新見樹木採取区（区域面積：251ha）」を指定し、公募を行った結果、令和4年3月30日に株式会社戸川木材と樹木採取権実施契約を締結しました。

同社は、以前から当地域で林業を営んでおり、樹木採取権によって長期・安定的に事業が確保できる点に魅力を感じて申請しました。樹木採取区から生産される素材（丸太）等は、同社と連携協定を結んだ川中・川下事業者に供給され、ヒノキの構造用集成材（欧州アカマツから代替）、スギの梱包材（ラジアータパインから代替）、地域のバイオマス発電所の燃料用チップ材としての活用が計画されており、樹木採取権の設定を契機とした地域材のサプライチェーンの強化も期待されます。